

NISAスタートから5年、 ロールオーバー動向と今後のあり方



日本証券業協会 政策本部 証券税制部

部長 **丹生 健吾**
調査役 **齋藤 芳充**
加藤 貴大

1. はじめに

家計の安定的な資産形成の支援及び経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的に2014年1月から導入されたNISA制度^(注1)は、2018年12月末時点で利用者が約1,278万人、総買付額は約15.8兆円に達し、順調に普及してきている(図表1)^(注2)。

平成29(2017)年度税制改正において、NISAの更なる普及のため、手元資金が十分

でない若年層等の利用を促進する観点から創設された「つみたてNISA」も、2018年1月の制度開始から1年間で約104万口座(2018年12月末時点)が開設され、好調な出だしであったと言える。

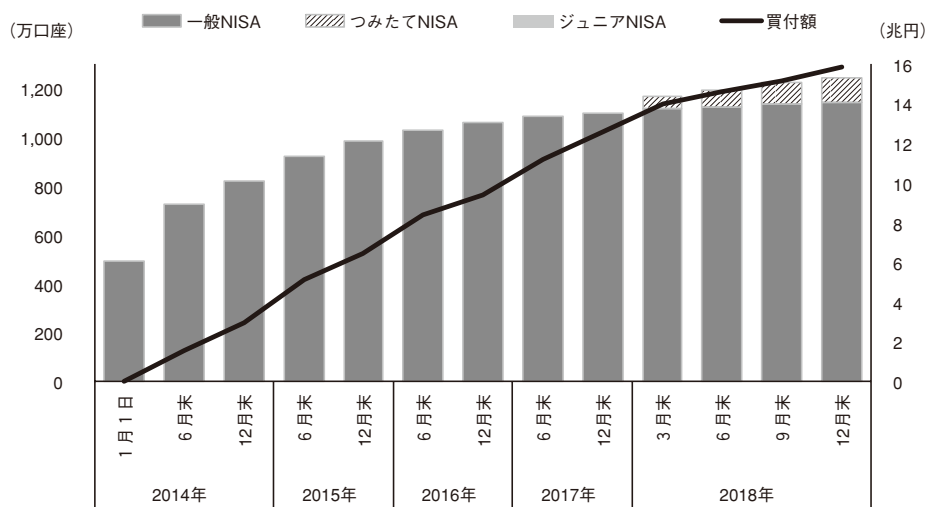
一方で、2018年12月14日に公表された平成31(2019)年度税制改正大綱(自民党・公明党)では、NISA制度について「その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。」とされており、今後、どのような検討が行われるかが注目される場所である。

本稿では、つみたてNISAを含めたNISA制度全体の概要に触れたうえで、2014年にNISA制度が開始されてから5年間の利用状況を振り返りつつ、NISA制度の「望ましいあり方」について考察する。なお、本稿の意

目次

1. はじめに
2. 一般NISAの利用状況
3. つみたてNISAの利用状況
4. NISA制度の望ましいあり方

(図表1) 全金融機関におけるNISA口座数・総買付額の推移



(注) 買付額は一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの合計額。

(出所) 金融庁公表資料より筆者作成。

見にわたる部分は筆者個人の考えであり、筆者の所属する組織とは関係がないことにご留意いただきたい。

2. 一般NISAの利用状況

NISA制度は、上場株式・公募株式投資信託等（以下「上場株式等」という）に対して行われた一定額の投資から得られる配当金や譲渡益が一定期間非課税となる制度で、20歳以上の居住者を対象としたいわゆる「一般NISA」と「つみたてNISA」、20歳未満の居住者を対象とした「ジュニアNISA」の3つに分類される。それぞれで、非課税保有期間、投資可能期間（口座開設期間）や年間投資限度額等に違いがある（図表2）。

このうち、2014年1月に導入された最初のNISA制度が「一般NISA」である。非課税保有期間は5年間とされており、投資可能期間（口座開設期間）は2023年12月末までとなっている。導入当初100万円だった年間投資限度額は、平成27（2015）年度税制改正によって2016年1月から120万円に引き上げられ、現在の制度全体での投資限度額は600万円（120万円×5年間）である。一般NISAは、2018年末時点で口座数が約1,143万件、買付額が15.6兆円に達し、個人投資家に広く利用される制度となっていると言えよう。このうち証券会社では約685万口座が開設されているが、その約4分の1は投資未経験者であり、投資家の裾野拡大にも寄与している（注3）。

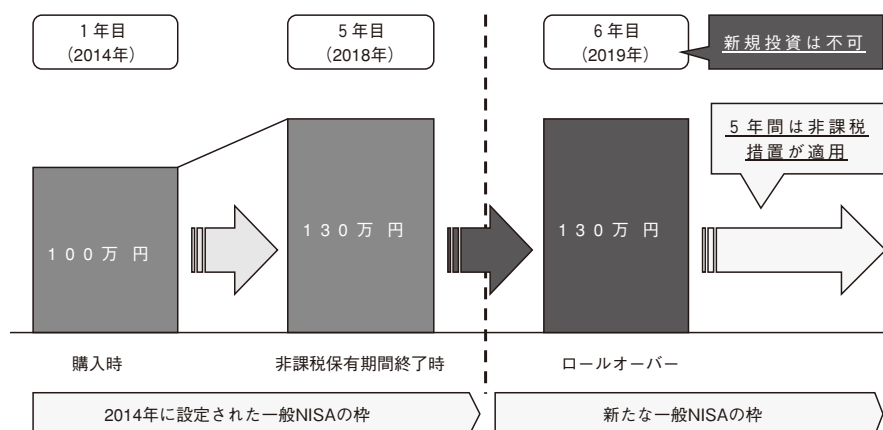
なお、一般NISAがスタートした2014年に

(図表 2) NISA制度の概要

	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
口座開設者	20歳以上の居住者注1		20歳未満の居住者注1
投資対象商品	上場株式、 公募株式投資信託等	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式、 公募株式投資信託等
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間
年間投資限度額	120万円注2	40万円	80万円
投資限度額 (制度全体)	最大600万円 (120万円×5年間)	最大800万円 (40万円×20年間)	最大400万円 (80万円×5年間)
投資可能期間 (口座開設期間)	2023年12月末まで	2037年12月末まで	2023年12月末まで
ロールオーバー	可	不可	可
投資方法	制限なし	累積投資契約に基づき、 定期かつ継続的な方法での投資	制限なし ※18歳までの払出制限あり

- (注) 1. 成年年齢引下げに伴って2023年より年齢要件は20歳から18歳に引き下げられる。
2. 2014年から2015年の年間投資限度額は100万円であった。
3. 上場株式の配当金、ETF・REITの分配金を非課税とするには、証券会社で受け取る方式（株式数比例配分方式）を選択する必要がある。
4. 一般NISAとつみたてNISAは選択制（毎年変更可能）。
(出所) 各種資料より筆者作成。

(図表 3) 一般NISAのロールオーバーのイメージ

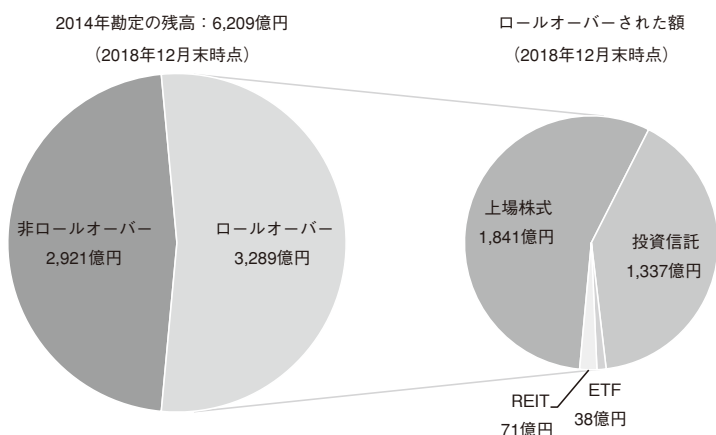


- (注) 一般NISAの年間投資限度額は120万円だが、5年間の非課税保有期間終了時にロールオーバーを行う場合に限り、この限度額を超えて移管することが認められている。
(出所) 筆者作成。

買付けを行った上場株式等については、この2018年末をもって5年間の非課税保有期間が終了することとなった。そのため、対象となる投資家には、2019年に設定される新たな非

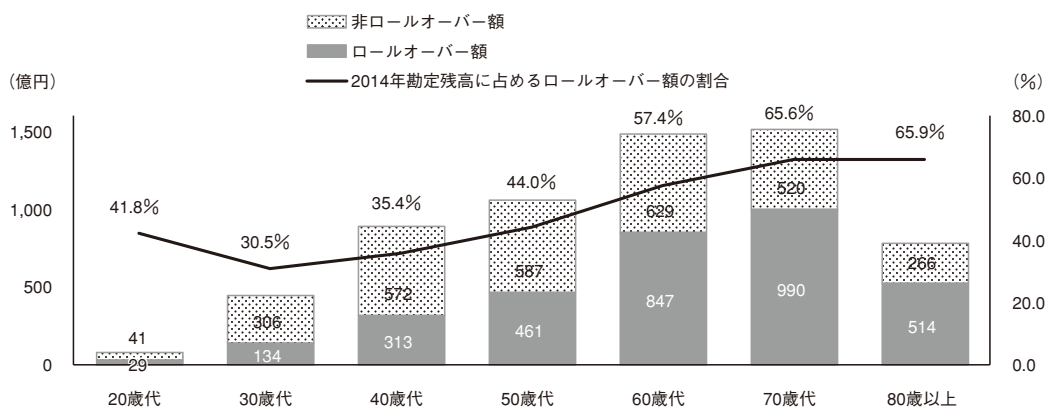
課税管理勘定への移し替え（ロールオーバー）を行うか、課税口座への払出しを行うかを選択する機会が与えられた。ロールオーバーは、新たな非課税管理勘定の買付枠が費消される

(図表 4) 証券会社における一般NISAのロールオーバーの状況 (商品別)



(出所) 日本証券業協会「NISA口座開設・利用状況調査結果 (2018年12月末)」より筆者作成

(図表 5) 証券会社における一般NISAのロールオーバーの状況 (年代別)



(注) 図表の値は億円未満を四捨五入しているため、割合について計算結果が一致しない場合がある。

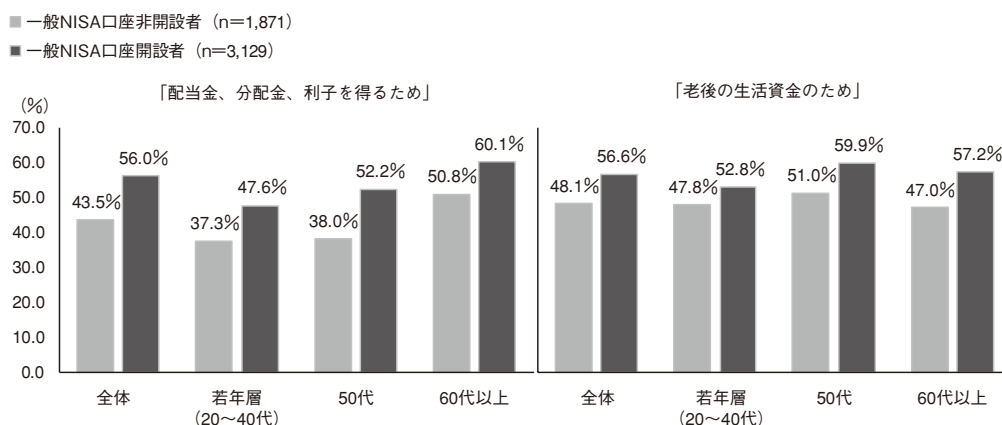
(出所) 日本証券業協会「NISA口座開設・利用状況調査結果 (2018年12月末)」より筆者作成

代わりに、一般NISAの非課税措置を5年間継続して受けられるというメリットがある。一方で、ロールオーバーを行った上場株式等の金額 (ロールオーバーが行われる2018年末時点の時価) の分だけ、非課税管理勘定の買

付枠が減少してしまうため、一般NISAでの新規投資の機会が減ってしまうこととなる (図表 3)。

今回のロールオーバーの対象となったのは、2014年中に一般NISA口座で上場株式等

(図表 6) 有価証券を購入した目的について



(注) 全国の20歳以上の証券(株式、投信、債券)保有者を対象としたサンプル調査 (n=5,000) で、複数回答可の設問。
(出所) 日本証券業協会「個人投資家の証券投資に関する意識調査 (2018年)」より筆者作成

の買付けを行い、2018年末までの5年間、それらを保有し続けていた者であるが、全証券会社において行われたロールオーバーの金額は約3,289億円にのぼった(注4)。これは、2014年に購入された一般NISAの上場株式等の2018年末時点残高の53.0%であり、5年間の非課税保有期間終了後も、一般NISAでさらに長期の保有を希望する意向が強く感じられる。このロールオーバーの金額を商品別に見ると、上場株式が56.0%と半分以上を占めた(図表4)。さらに、年代別に見た場合、60歳以上の高齢者において、ロールオーバーを行った割合が、2014年に一般NISAで購入した上場株式等との残高比で半分以上に達している(図表5)。このことから、既に一定程度の資産形成ができてきている高齢者層においては、積立投資が前提のつみたてNISAよりも、好きなタイミングである程度まとまった

資金を投じることができる一般NISAが中長期的な非課税投資のための器として活用されていると考えられる。

日本証券業協会が行っている「個人投資家の証券投資に関する意識調査(2018年)」では、一般NISA口座を開設している投資家は、そうでない投資家よりも、中長期的視点から有価証券を購入する割合が高いことがわかっており(図表6)、今回実施されたロールオーバーの金額からも、そのような一般NISA口座保有者の特性がうかがえる。

一方で、ロールオーバーが行われた一般NISA口座では、その金額分の新規投資ができないことになってしまうために、NISA制度に期待されている市場へのリスクマネーの供給促進という役割に、マイナスの影響を及ぼさないかが懸念されるところである。

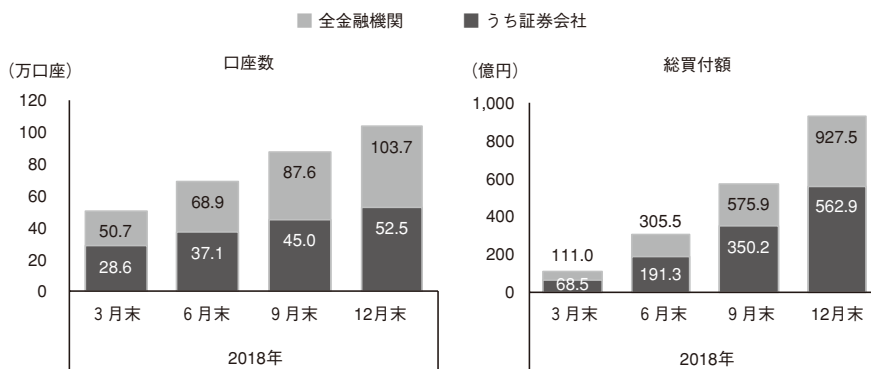
(図表7) つみたてNISA取扱金融機関(業態別内訳)

業 態	社 数
証券会社	64社
銀行・信託銀行	111社
信用金庫	127社
信用組合	13社
投信会社	5 社
農協	226社
労働金庫	13社
合 計	559社

(注) 2019年2月時点。

(出所) 金融庁公表資料より筆者作成。

(図表8) つみたてNISAの口座数・買付額の推移



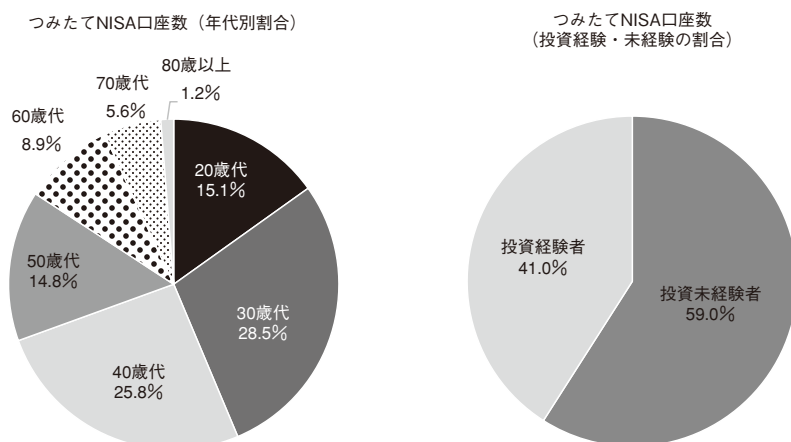
(出所) 金融庁公表資料及び日本証券業協会公表資料をもとに筆者作成。

3. つみたてNISAの利用状況

2018年1月からは、現役世代へのNISA制度の普及・定着を狙いとして、少額からの積立投資をコンセプトとする「つみたてNISA」が導入されている。つみたてNISAは、非課税保有期間が20年間、投資可能期間(口座開設期間)は2037年12月末まで、年間投資上限

額は40万円(制度全体では40万円×最大20年間で800万円)となっている。一般NISAに比べ年間投資限度額が少額である一方で、制度全体での投資限度額や非課税保有期間は拡充されており、投資家が自分の資産形成プランに応じてどちらかを選択できるようになっている。なお、つみたてNISAでは、制度のコンセプトを踏まえ、投資対象商品が、例えば公募株式投資信託であれば購入時に徴収され

(図表 9) 証券会社におけるつみたてNISA利用者の年代別及び投資経験の有無



(注) つみたてNISAの「投資未経験者」は、つみたてNISA口座を保有する証券会社において2017年10月1日以降に証券総合口座を開設した者をさす
(出所) 日本証券業協会「NISA口座開設・利用状況調査結果 (2018年12月末)」より筆者作成

る売買手数料がゼロ (ノーロード) である等、「長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託」に限定されており (注5)、「定期的に継続して」買付けを行うこととされている。適格商品の一覧は金融庁において公表されており、2018年10月末現在で162本 (指定インデックス型投信142本、アクティブ運用投信等17本、ETF 3本) である (注6)。

金融庁が公表している資料によれば、つみたてNISAを取り扱う金融機関数は559社で、その内訳は図表7のとおりとなっている。なお、2018年末時点でのつみたてNISAの口座数は、約104万口座、総買付額は927億円となっているが、口座数のうちの約半数、総買付額のおよそ6割は、証券会社を通じて行われたものであることがわかっている (図表8)。

さらに、つみたてNISAは、証券会社にお

ける口座開設者の69.5%が20~40代の若年層であり、また59.0%が投資未経験者であった (図表9)。証券投資に新たに取り組む層の拡大という点では、順調な滑り出しであったと言える。

なお、ジュニアNISAについては、制度開始から2年9か月が経つ2018年末時点 (全金融機関ベース) において、約31万口座が開設され、これまで総額1,162億円の買付けが行われており、順調に制度の利用が進んでいる。

4. NISA制度の望ましいあり方

現状、NISA制度は時限措置とされており (一般NISA・ジュニアNISAは2023年末、つみたてNISAは2037年末まで)、つみたて

(図表10) 平成31年度与党税制改正大綱 (抜萃)

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(1) 個人所得課税のあり方

② 老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方

老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯蓄・投資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。また、「人生100年時代」に向けて、全世代型社会保障制度の構築が進められていく中、税制においても、どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である。こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

その際には、拋出・運用・給付の各段階を通じた課税のあり方について、公平な税負担の確保等の観点から検討する必要がある。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。

あわせて、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

NISAについては、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。

(注) 下線は筆者追記。

(出所) 自由民主党・公明党「平成31年度税制改正大綱」(2018年12月14日)

NISAの場合、本年に制度の利用を開始したとしても19年間しか投資できず、従来、最大800万円(20年×40万円)まで投資可能であったところ、760万円(19年×40万円)までしか投資できないこととなる。一般NISAについても同様に、2020年に制度の利用を開始した場合、4年間しか投資できず、従来、最大600万円(5年×120万円)まで投資可能であったところ、480万円(4年×120万円)までしか投資できないこととなる。更なる制度の利用を推進するためにもNISA制度全体の投資可能期間(口座開設期間)を恒久化又は延長することが急務であろう。

平成29(2017)年度税制改正大綱(自民党・公明党)では、「制度の簡素化や税制によ

って政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する。」との記載があった。また、平成31(2019)年度税制改正大綱(自民党・公明党)においては、「NISAについては、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。」との記載がなされている。これを受けて、政府税制調査会において「老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方等」として、NISAを含めた資産形成制度の今後のあり方についての検討が行われると考えられるが、現行NISA制度における利点が損なわれないよう、利用者の視点に立つ

た慎重な議論を期待したい（図表10）。

前述のとおりNISA制度の導入によって、個人による金融資本市場への参加が促され、多様な資産形成の制度整備が進められてきたところではあるが、2018年末時点における日本の家計金融資産約1,830兆円のうち、預貯金が半分以上（53.8%）を占める一方で、株式・投資信託等は13.2%に留まっており「貯蓄から資産形成へ」は未だ途半ばである（注7）。今後、「人生100年時代」を迎え、働き方の多様化やライフスタイルの変化が進展していくわが国においては、教育・住宅・老後の備えといった従来の資産形成目的に限らず、起業資金やリカレント教育等にも対応でき、かつ働き方の違いにも公平なNISA制度の重要性が増していくものと思われる。

引き続き、NISA制度が国民にとってよりよい制度として、これまで以上に活用されることを目指し、関係各方面と協力しながら、次年度の税制改正要望に向けた取り組みを進めてまいりたい。

金融庁より公表されていない。

（注5） 適格商品の具体的な要件は、「租税特別措置法施行令第25条の13第13項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」（2017年3月31日 内閣府告示第540号）において定められている。

（注6） 金融庁ウェブサイト「つみたてNISAの対象商品」参照。

（注7） 日本銀行「資金循環統計」より。速報値のため今後訂正される可能性がある。



（注1） 本稿では、一般NISA、つみたてNISA及びジュニアNISAを「NISA制度」と総称する。

（注2） 2018年12月末時点の全金融機関の数値は、速報値であるため、今後訂正される可能性があることに留意されたい（以下同じ）。

（注3） 一般NISAにおける「投資未経験者」は、一般NISA口座を保有する証券会社において2013年4月1日以降に証券総合口座を開設した者をさす

（注4） ロールオーバー額の計算ができなかった1社を除いた全証券会社ベース。なお、全金融機関ベースのロールオーバーの金額は、4月18日現在、